

## 沖縄県男女共同参画センター指定管理者募集に係る質問と回答

質問期間: 令和元年8月20日～令和元年9月10日

質問日: 令和元年9月3日(火)

該当項目	質問	回答
募集要項10 ページ(3)③	応募申請書の提出は、正副合計10部とあるが、電子データの提出は必要か。	電子データの提出は不要です。
募集要項3 ページ5自 主事業	指定管理の範囲は、喫茶室も含めるか。	喫茶室の運営に関しては自主事業になるので指定管理範囲には含まれません。ただし、施設全体の警備委託に関しては指定管理料に含まれていますので、喫茶室部分の警備委託も指定管理料での支払いになります。
募集要項3 ページ5自 主事業	喫茶室を使用する場合は、行政財産の目的外使用にかかる使用料金のほかに、電気・ガス・水道代も自己の費用で支払うのか。	電気・ガス・水道も自己の費用になります。電気料金は、全体分を自治研修所が負担しますので、子メータによる検針で面積按分をします。ガス・水道については、個別にガス会社、那覇市水道局との契約となります。
募集要項2 ページ2(5)	休館日は月曜となっているが、祝日となる月曜日を閉館しその翌日にあたる火曜日を休館にしたい場合、休館日や開館日の変更は可能か。 また、承認申請をまとめて1年分行うことは可能か。	休館日や開館時間については、条例で定めており、変更をする場合はその都度県に申請をして承認を得ることとなっている。 まとめて1年分行う場合もその必要性を考慮して判断することになります。